

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

弊社は経営理念（スウィーツ憲章）において、公益資本主義に則った地域貢献・社会貢献を企業目的に掲げています。そのアクションとして、強みであるスウィーツの開発・生産技術を磨き上げるとともに、地域資源を生産する事業者や行政等と連携することで共に価値創造に取組み、地域社会の持続発展に資する活動を行ってまいります。

※直近では、令和5年11月に「田野町」「田野屋塩二郎」「(株)スウィーツ」において「完全天日塩による産業振興に関する三者包括協定」を締結、「地域産業の持続化」等、実現したい価値を共有し、互いのノウハウを活用した価値創造に取り組んでいます。

b. グリーン化の取組

令和5年10月、弊社は環境に配慮した商品生産に取り組むべく、下記の環境設備を兼ね備えた新工場を建設しました。

①高度排水処理施設による BOD 1~2ppm（清流河川レベル）での処理設備

②屋上全面の太陽光発電による 145.5kw/h の自家発電設備

新たな工場機能を通じ、生産工程の脱・低炭素化を実現、地域の皆様に喜ばれる商品づくりに取り組んでいきます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

公益資本主義に基づき、事業活動を通じて得られた利益等の成果を、取引先、地域社会に適切に配分します。また感染症拡大や自然災害等の有事に対しても、応分のリスクを分担することで、取引先のリスク軽減にも努めます。

- ①素晴らしい素材を提供して下さる生産者の方、業者の方に感謝し、合理的な価格交渉と適切な価格転嫁に応じます。
- ②獲得した利益の一部を、奨学基金の活動や、コロナ禍の医療現場で奮闘する方々に役立てる等、地域社会にも還元していきます。
- ③コロナ禍で販売市場が急激に縮小した際には、取引先からの返品に柔軟に応じる等、リスクを分担して参りました。今後においても、有事には取引先の状況を加味し、リスク分担に努め、互いの持続発展を目指してまいります。

2024年2月14日

株式会社スウィーツ

企 業 名

代表取締役 春田 聖史

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。